

## 第2回 新潟県（電子）地方最低賃金専門部会

日 時：令和3年10月19日（火）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 新潟労働基準監督署会議室

（事務局）

ただいまから第2回新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、使用者側の洲崎委員が所用により欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を部会長にお願いします。

（部会長）

本日の議題は、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額の改正について、これを議題といたします。事務局より資料の提供がございましたので、これについて説明をお願いします。

（室長）

私から資料の説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

資料No. 2になります。これについては、新潟県総務管理部の統計課が、10月4日に公表したのですが、新潟経済調査研究会の月例会資料となっております。内容については、1回目の資料No. 5新潟県の鉱工業の指数と同じような形となっております。

続きまして、資料No. 3及び資料No. 4になりますけれども、これについても、日本銀行新潟支店が公表している直近の企業短期経済観測調査、短観と言われるものですが、この概要と調査結果資料となっております。県内経済の業況判断DIは「悪い」超幅が縮小したとしております。参考までにつけさせていただきました。

簡単ですが、資料としては、以上となっております。

（部会長）

ありがとうございました。ただいま提示されました資料につきまして、何かございますか。また追って何かあれば、ご質問をお願いします。

それでは、次に、前回の専門部会におきまして、労使双方の今回の改定についての基本的なお考えをお聞きしましたが、具体的に金額審議、専門部会としては金額を決定しなければ

なりませんので、金額も含めて再度お伺いしたいと思います。まず、梅野委員からお願いします。

(梅野委員)

よろしく申し上げます。前回の審議において労働者側の主張で述べたとおり、県内産業、特に電気・電子・デバイスの分野においては、好調に推移しておりますし、県最低賃金についても過去最高の引上げであったと報告をさせていただきました。それを踏まえて労働者側委員で検討をしてみました。

連合リビングウェイジによれば、これは労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出したものでありますが、これによると950円と提示されております。それと今の電気最低賃金を比べてもまだ足りない状況であります。また、政府の方針である早期に1,000円を目指す観点からいっても、これについてはここ10年以上申し上げていますが、まだまだ届かない状況である。電機連合の企業内最低賃金は、16万4,500円であります。時給換算すると1,041円、全国的な所定内労働時間168時間で換算すれば979円あります。まだこれでも届いていない状況です。それら諸々を踏まえて、労働者側として、これまでに引き延ばしてきた1,000円到達を見据え、3年で1,000円を目指すという観点から、今年は945円、35円のアップを提示させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(部会長)

ありがとうございました。梅野委員の労働者側代表委員の主張としては、現在の910円を35円引き上げて、945円に改定すべきであるというご主張。

(梅野委員)

はい。

(部会長)

分かりました。では、次に高橋委員、お願いできますでしょうか。

(高橋委員)

この議論のもとになっていますランク分け、本県はCランクとなっております。所得、消費関係、給与の関係、企業経営関係の19の指標をもとに47都道府県をランク分けして、そこでの適切な設定というものを目安として見ている訳ですけれども、そこで現状を見ますと、Cランク13県のうちトップが福岡県の927円、決定要覧だと138ページの左側の表でございますが、北海道から一番下の福岡のところまで、Cランクが13県ございます。トップの福岡927円、私どもの新潟県が910円、群馬も910円で2県あり並んでいると。少し見ますと、宮城県が864円ということ、あるいは下の方を見て岡山県だと878円という

ことで、この他の県を見ても、新潟県はかなり実力以上の高い水準にあるのかなということが感じられると思います。ただ、様々なことを勘案いたしまして、提示額といたしましては、先日、労働局からいただいた資料 No. 9 の第 4 表の 3 枚目の裏側、第 4 表の C ランクの製造業の賃金上昇率 1.4% から見まして、12 円アップの 922 円を提示したいと思います。

( 部会長 )

それは、910 円に 0.4。

( 高橋委員 )

1.4%。

( 部会長 )

0.014 をかけると 12 円でしたでしょうか。

( 高橋委員 )

12 円です。

( 部会長 )

12.74、12 円。高橋委員のご主張としては、現状の 910 円を 12 円引き上げて、922 円に改定すべきであるというご意見ということになります。

労使双方、そのほかの委員の方で、補足する点などがございましたらお願いしたいのですが。よろしいですか。

それでは、労働者側は 945 円、使用者側は 922 円というご主張で、まだ隔たりが大きいところがございます。このまま議論を進めてもなかなかまとまらないと思いますので、本会は一旦休憩にしまして、労使双方の考えをお聞きしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、会議は一旦休憩にいたします。

( 事務局 )

その前に、事務局から控室のご案内をさせていただきます。

労働者側委員の方は、2 階の監督署の相談室 2 になります。使用者側委員におかれましては、3 階の情報公開相談室となります。よろしく申し上げます。

( 個別折衝 )

( 部会長 )

休憩を終了しまして会議を再開いたします。

個別折衝の中で労使双方の意見を伺いました。労使双方それぞれの立場から、金額につい

てそれを付表するデータなども加えたうえでご主張されまして、双方のご意見は我々としてももっともだと感じるところではございました。ただ、現実として、労使双方の意見が隔たっておりまして、公益委員としては全会一致でまとめるべく努力したいということをお話し申し上げたところ、労使双方それぞれの委員の方々からは主張は主張だけれども、全会一致に向けて努力したいというところは一致したと私は思っております。

ですので、次回、限られた時間の中ではございますが、その中で交渉しまして、着地点を見出し、全会一致で妥結できるように、我々としても努力したいと思いますので、今日提示していただいた数字も含めて、相手方の数字も伺ったわけですので、次回までに検討したうえで冒頭に報告してもらって、折衝を始めていくということで次回は考えておりますが、よろしいでしょうか。

本日、この議題については、次回、継続審議ということにいたします。

それでは、本日の会議の議事録の署名人を指名させていただきます。梅野委員、高橋委員、よろしくをお願いします。

以上でこちらが用意した議題は終了しましたので、事務局に議事をお返しします。

(事務局)

次回、第3回専門部会なのですが、10月26日(火)午前10時から、本日と同じ、ここ新潟監督署会議室で行いたいと思います。それでは、第2回専門部会はこれで終わります。